

議案第 77 号

職員の退職管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第

38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者(東京都板橋区立学校設置条例(昭和30年板橋区条例第9号)第1条に規定する学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあっては、板橋区教育委員会。以下同じ。)に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(報告及び公表)

第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、区長に報告しなければならない。

2 区長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、板橋区規則(以下「区規則」という。)で定めるところにより、区規則で定める事項を公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定は、同条に規定する者がこの条例の施行の日以後に離職する場合について適用する。

(東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

3 東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年板橋区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

(提案理由)

職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。